

令和 6 年第 13 回堺市教育委員会議事録

開 催 日	令和 6 年 11 月 18 日（月曜）
場 所	堺市役所 本館 3 階大会議室 第 3 会議室
会 議 種 類	定例会
教育長の報告	①「堺市子ども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動（令和 7 年度改定版）」（案）について
議 案	議案第 35 号 令和 7 年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について 議案第 36 号 市長からの意見聴取（令和 6 年度補正予算（11 月補正））について 議案第 37 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について 議案第 38 号 市長からの意見聴取（堺市立みはら歴史博物館の指定管理者の指定）について 議案第 39 号 市長からの意見聴取（堺市教育文化センターの指定管理者の指定）について
その他の報告	①いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）
教 育 長	関百合子教育長
出 席 委 員	豊岡敬委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 大内秀之委員
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 伊藤修士教委総務部長 西尾朋章教委総務課長 北野修司学校管理部部理事 熊田典子学校給食課参事 森浦稔教職員人事部長 高山宗寛教職員人事課長 渡邊耕太学校教育部長 江川玲子生徒指導課長 井村美穂教育センター所長 山崎千春企画相談課長 南健次中央図書館長 松好由実中央図書館総務課長 辻尾聖子博物館副館長 高瀬篤久学芸課参事 居谷達矢教育政策課長 森本恭明教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開 会 宣 言	午前 10 時 00 分
関百合子教育長	これより、令和 6 年第 13 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第 15 条の規定により傍聴を許可します。 次に、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課課長補佐	報告します。 本日の会議には、鈴木委員が欠席されています。 また、事務局におきましては案件に関係する理事者全員が出席しています。
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和 6 年第 12 回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【教育長の報告①】	「堺市子ども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動（令和 7 年度改定版）」（案）について

関百合子教育長	それでは、 「教育長の報告① 「堺市子ども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動（令和7年度改定版）」（案）について」を報告します。 本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画として、国の「子ども読書活動推進基本計画」を基本とした「堺市子ども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動」を平成31年に策定し、子どもの読書活動を推進する取組を実施しています。 令和5年3月に国の「第五次子ども読書活動推進基本計画」が策定され、子どもを取り巻く環境も変化していることから、現行計画の成果と課題を踏まえ、本市における子どもの読書活動推進に関する基本方針と施策の方向性を示し、市全体で子どもの読書活動を推進するために、堺市子ども読書活動推進計画の改定に取り組んでいるところです。 改定にあたっては、庁内委員会である子ども読書活動推進会議での議論に加え、懇話会を開催し、学識経験者、ボランティア、教育関係者等から意見を聴取し、また、子どもから意見を聴取する場を設定し、作業を進めてきました。 このたび別添のとおり改定案をとりまとめましたので報告します。 本計画案の概要及び今後の予定については、担当部長から説明します。
【説明】 南健次中央図書館 長	教育長の報告① 「堺市子ども読書活動推進計画 つながる・ひろがる 堺っ子読書活動（令和7年度改定版）」（案）について説明します。 概要版をご覧ください。左側の概要に計画の目的と位置づけを記載し、「現状と課題」の欄に平成31年度に現行計画を策定してからの国の動きと子どもの読書活動を取り巻く現状、堺市の現状を記載しています。 全国的に、配慮が必要な子どもが増加していること、スマホの利用時間が増加していること、電子書籍に対する興味が高いこと、また、本市においては、読書が好きな児童・生徒の割合と普段読書をしている児童・生徒の割合がいずれも全国平均よりも低いという状況があります。それらの現状や現行計画における取組を検証した結果、右上に記載しているように、既存の取組を継続・拡充させながら、社会変化に応じた新たな取組として、多様な子どもたちの読書機会の確保や様々な媒体を利用した情報発信や電子書籍の充実などの対応が必要です。 課題への対応のほか、国の動向や子どもの読書活動を取り巻く現状も踏まえて、今回の改定計画における施策の方向性として、子どもの読書活動の普及・啓発、多様な子どもに対応した読書環境の整備・充実、子どもの読書活動を推進する体制の強化、の3点を考えています。 右下の計画の内容では、本計画の概要と取組について記載しています。基本理念、基本方針、計画期間は記載のとおりです。 成果指標は、1 つめが「読書が好きな児童・生徒の割合の増加」、2 つめが「普段読書をしている児童・生徒の割合の増加」としています。 取組については、発達段階別取組として、現行計画を引き継ぎ、子どもへの働きかけ、保護者への働きかけ、読書環境の整備、推進体制の強化の4つの観点で本計画でも子どもの発達段階に応じた取組を行います。 取組指標は、子どもへの働きかけでは、子ども向けのイベント開催回数と本の紹介の発信回数を指標としました。 保護者への働きかけでは、保護者への情報発信や保護者向けのイベントの開催回数を指標としました。 読書環境の整備では、地域への団体貸出利用団体数、市立図書館の新規登録者数、学校における授業での図書館資料提供回数を指標としました。 推進体制の強化では、主に担い手の確保・育成に関する取組であり、数値目標は立てず、進捗状況の検証、検証結果の報告、公開を行います。 本計画の概要の説明は以上です。 今後の予定としては、12月中旬から1月中旬の1か月間、パブリックコメントを実施し、2月の教育委員会定例会に議案の上程を予定しています。

	説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
新谷奈津子委員	推進計画案 19 ページに記載のある取組の中の読書環境の整備について、1 人 1 台パソコンと図書資料を併用した読書や調べ学習の実施について書かれており、子どもたちの読書時間を延ばすために非常に大事な取組だと考えています。これらの取組を実施するためには、学校園だけではなく、図書館側の推進も必要だと思います。例えば電子書籍への複数アクセスを可能にするなど、ソフト面の整備が必要になるかと思いますので、今後の取組として検討していただけたらと思います。
松好由実中央図書館総務課長	市立図書館において、子ども向けの電子書籍も収集、提供していますが、1 人 1 台パソコンを用いて、どのような取組ができるか、パブリックコメントの意見も含めて検討します。
関百合子教育長	ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。
長田翼委員	取組の中で様々な媒体を利用した情報発信やイベントの開催に力を入れることを報告いただきました。そのイベントの回数や発信の回数が取組指標になっていますが、この満足度や発信した内容に対する市民からの反応を数値として積み上げていくと、さらなる取組の改善に向けて役立つと思いますが、そのような数値の収集、分析は行っていますか。
松好由実中央図書館総務課長	図書館のホームページのトップページのアクセス数などを把握しているところですが、SNS の閲覧数など、どのようなものを把握できるか、検討します。
【案 件】	日程第 1 議案第 35 号 令和 7 年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について
関百合子教育長	次に、日程に入ります。 日程第 1 「議案第 35 号 令和 7 年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 高山宗寛教職員人事課長	議案第 35 号 令和 7 年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について説明します。 平成 29 年度の政令市への権限委譲後、毎年度、国の動向や本市独自の教育政策を踏まえ、各学校園に配置する教職員定数の配分方針を定めており、本件は、令和 7 年度の方針を策定するものです。 令和 6 年度の定数配分方針により、今年度は「総合的な学力向上の研究を行うために小学校 1 校、中学校 1 校に教諭を加配」、「学校群モデルとして先進的な取組を推進するために小学校 7 校、中学校 5 校に教諭を加配」、小学 6 年生、中学 1 年生、2 年生を対象とした「小中学校における学年進行による段階的な 38 人学級を実施するために、小学校 4 校、中学校 16 校に教諭を加配」、そして「児童生徒の健康または保健室業務の支援について、養護教諭等に対する巡回指導を行うために小学校 3 校に養護教諭を加配」などの施策を実施しています。 これらの取組を進めるほか、直面する新たな教育課題に対応するため、令和 7 年度の堺市立学校園教職員定数配分方針を策定するものです。 「令和 7 年度定数配分方針（案）のポイント」をご覧ください。

	変更点の1点めは、中学校の校長、教員の定数配分についての変更です。併せて4ページをご覧ください。(6)「教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる」の②について、今年度は中学1、2年生を対象としていたものを、次年度は中学校全学年で38人学級を実施するため、教諭を加配するものです。 変更点の2点めは、次年度より始まる中学校給食の実施を受けたものです。同じ4ページをご覧ください。3 栄養教諭の(2)に記載しているように「児童生徒の食の指導、または全員喫食制中学校給食実施のため、栄養教諭を加配」するものです。 1ページの「令和7年度定数配分方針(案)のポイント」の「※」をご覧ください。これは、法改正を受けた教職員定数配置の変更部分です。令和6年度は、小学1年生から5年生が法に基づく35人学級、小学6年生が本市施策による38人学級を実施していましたが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、令和7年度は小学校全学年で35人学級を実施します なお、これら定数配分方針の内容については、予算を伴うものもあるため、実際の配置のあり方については、今後、財政当局を含めた庁内関係課と議論・検討します。 議決後、12月17日に予定している人事に関する全市校園長会にて、校園長に本方針及び令和7年度教職員配置に関する基本的な考えを説明し、それを踏まえて、本市の教育課題に対応した人事配置を行います。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
関百合子教育長	ここでお諮りします。 議案第36号から議案第39号「市長からの意見聴取について」は、報道発表等による公表前の案件のため、 「その他の報告① いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告)」は、関係児童生徒等のプライバシー保護のため、 秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
(議案第36～39号及びその他の報告①は秘密会)	
【案 件】	日程第2 議案第36号 市長からの意見聴取(令和6年度補正予算(11月補正))について
関百合子教育長	それでは、日程第2 「議案第36号 市長からの意見聴取(令和6年度補正予算(11月補正))について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。

【説明】 西尾朋章教委総務課長	議案第 36 号市長からの意見聴取（令和 6 年度補正予算（11 月補正））について説明します。本件は、令和 6 年度堺市一般会計補正予算について、令和 6 年第 4 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、令和 6 年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会に関連するものです。 議案第 36 号の別紙 1、第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。教育委員会が所管する現計予算に係る歳入歳出予算の補正額は、歳入予算で市債が 5770 万円の増額、歳出予算が 7 億 3674 万 4 千円の減額となっています。 次に、第 2 表、繰越明許費をご覧ください。繰越明許費とは年度末である 3 月末日までに事業完了が見込めないものについて、翌年度に予算を繰越できるように計上するものです。 次に、第 3 表、債務負担行為補正をご覧ください。債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行う必要がある場合などにおいて予算化を行うものであり、今回は 1 事業の変更と 3 事業を追加計上する予定です。 次に、第 4 表、地方債補正をご覧ください。こちらは学校建設にかかる経費の増額に伴い、地方債の限度額も増額する内容です。 続いて、詳細を説明します。別紙 2 の 1 ページをご覧ください。まず、人件費として会計年度任用職員の報酬改定分、事務局職員の時間外勤務手当、教職員人件費の増として、歳出予算 9223 万 3 千円です。補正額の内訳は、教育委員会事務局職員に係るものとして 8954 万 6 千円の増額、学校園の教職員に係るものとして 268 万 7 千円の増額をするものです。 続いて、「還付金」として 5 項目あり、歳出予算 1 億 7060 万 2 千円です。 まず、令和 5 年度の国庫支出金の清算に伴う国への還付金として 2 項目あり、義務教育費国庫負担金として 460 万 5 千円、子ども・子育て支援交付金として 1 億 6538 万円です。 次に、「高等学校等就学支援金」の返納による還付金として、3 万 3 千円です。令和 4 年 4 月に堺高校の定時制課程に入学した生徒において、法律に定められている受給期間を超過して受領した支援金について、大阪府を通じて国に返還するものです。 次に、過年度国庫補助金の還付金として、44 万 2 千円です。 令和 6 年 5 月に実施された会計検査院実地検査において、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の令和 3 年度分の対象経費の一部で、令和元年度に計上した実施設計経費を重複して計上しているとの指摘を受けました。確認したところ重複であることが判明したため、当該部分に相当する国庫補助金を返還するものです。 次に、過年度国庫補助金の還付として、14 万 2 千円です。令和元年度及び令和 3 年度の子ども電話相談業務に係る教育支援体制整備事業費補助金の実績報告において、電話代について、本来は当該年度の実績額を算出して報告すべきところ、誤って当該年度の当初予算額のまま実績報告を行ったことにより、国庫補助金の超過交付となったため返還するものです。 続いて、その他の歳出予算及び債務負担行為予算として、10 項目です。まず、「美原こども館機械警備業務」における債務負担行為予算 100 万円です。こちらは、美原こども館管理事業について、令和 7 年 4 月から引き続き事業が実施できるよう、その契約にかかる準備行為として債務負担行為予算を計上するものです。 次に、「堺市立みはら大地幼稚園通園バス運行管理業務」における、債務負担行為予算 4800 万円です。こちらについても同様に契約にかかる準備行為として、債務負担行為予算を計上するものです。 次に「選択制中学校給食の利用者増加に伴う、食材高騰支援分及び調理等業務委託料の所要増」として、歳出予算 4262 万 8 千円です。 選択制中学校給食については年々利用者が増加しており、令和 6 年度について
----------------------------	---

	ては喫食率が当初の想定を超え、食材費高騰支援分及び調理等業務委託料の予算の不足に対応するものです。 次に、「米飯価格高騰に伴う、食材費高騰支援分の所要増」として、歳出予算 2389 万 9 千円です。令和 6 年産新米について、令和 6 年 10 月 16 日に大阪府学校給食会より示された、米飯価格高騰に伴い、現在市が負担している食材費の高騰支援分を増額するものです。 次に、「小学校給食調理場改築工事に伴う所要増」として、債務負担行為予算 4 億 1000 万円です。現在、ドライシステム方式での給食調理場へ改築を予定している日置荘西小学校の給食調理場において、令和 6 年度に現給食調理場の解体工事を行い、令和 7 年度新給食調理場を建築予定であるため、債務負担行為予算を計上するものです。 次に、「堺市学校給食費帳票印刷・封入封緘及び圧着業務」として、債務負担行為予算 1300 万円です。 令和 7 年 6 月より全員喫食制中学校給食開始に際して、小学校・支援学校・大泉中学校に加え、すべての中学校においても学校給食費の公会計化が始まることに伴い、学校給食費負担者への納入額決定通知書等の作成及び封入等の作業を行うため、債務負担行為予算を計上するものです。 次に、「小・中学校における、学校施設の施設修繕改修に伴う所要増」として、歳出予算 1 億 5000 万円です。労務単価増や資材高騰により修繕工事費が高騰しており、小・中学校における学校施設の経年劣化に伴う施設修繕改修に要する経費の不足に対応するものです。 次に、「工事の工期変更に伴う、債務負担行為予算の限度額変更」です。登美丘西小学校校舎減築ほか工事について、工程等を学校運営に支障をきたす事が無いよう学校と調整した結果、発注時期が当初想定していた時期より遅れることとなったため、債務負担行為予算の限度額を増額変更するものです。 次に、「賃金等の急激な変動に伴う、鳳中学校体育館改築工事の増額変更」として、歳出予算 7700 万円です。 最後に、「鳳中学校体育館改築工事」の繰越明許費です。鳳中学校体育館改築工事において、地中障害物の判明に伴う工期延長により、年度内の工事完了が困難であるため、繰越明許費 3 億円です。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 3 議案第 37 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について
関百合子教育長	それでは、日程第 3 「議案第 37 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 熊田典子学校給食課参事	議案第 37 号 市長からの意見聴取（PFI による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更）について説明します。 本件は、令和 6 年第 4 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。

	本議案の概要は、（仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業に関する事業契約について、施設引渡予定日の変更による維持管理・運営期間の短縮に伴い、維持管理及び運営に係る金額を減額するため、変更を行うものです。 資料3ページ及び4ページをご覧ください。契約の相手方については、株式会社堺第2学校給食サービスであり、契約金額を、5854万7,012円減額して、97億3847万3,098円とし、令和6年10月25日に仮契約を締結したものです。説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第4 議案第38号 市長からの意見聴取（堺市立みはら歴史博物館の指定管理者の指定）について
関百合子教育長	それでは、日程第4 「議案第38号 市長からの意見聴取（堺市立みはら歴史博物館の指定管理者の指定）について」を、議題とします。提案理由を説明してください。
【説 明】 高瀬篤久学芸課参事	議案第38号 市長からの意見聴取（堺市立みはら歴史博物館の指定管理者の指定）について説明します。 本件は、令和6年第4回市議会（定例会）に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 堺市立みはら歴史博物館の次期指定管理者候補者の選定にあたり、堺市立みはら歴史博物館条例第22条第1項の規定により公募を行い、応募のあった2団体について、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において同条例第22条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、アクティオ株式会社が最も高い評価を得ました。 当該団体は、教養の向上と文化の発展に寄与する事業及び施設の管理運営について十分に理解し、利用者サービス向上への取組方針及びこれまでの事業実績から、管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められたものです。 以上のことから、堺市立みはら歴史博物館の設置目的を効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断して、次期指定管理者の候補者に選定したものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決

【案 件】	日程第 5 議案第 39 号 市長からの意見聴取(堺市教育文化センターの指定管理者の指定)について
関百合子教育長	次に、日程第 5 「議案第 39 号 市長からの意見聴取（堺市教育文化センターの指定管理者の指定）について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 山崎千春企画相談課長	議案第 39 号 市長からの意見聴取（堺市教育文化センターの指定管理者の指定）について説明します。 本件は、令和 6 年第 4 回市議会（定例会）に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。 堺市教育文化センターの次期指定管理者候補者の選定にあたり、堺市教育文化センター条例第 22 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあったソフィア・堺 未来創造グループについて、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会において同条例第 22 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得ました。 当該団体は、文化の発展と教育の振興に関する事業及び施設の管理運営について十分に理解し、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められたものです。 以上のことから、堺市教育文化センターの設置目的を効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断して、次期指定管理者の候補者に選定したものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
関百合子教育長	ご質問・ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【その他の報告①】	いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）
関百合子教育長	次に、 「その他の報告①いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」を報告します。 詳細については、担当課長から説明します。
【説明（要旨）】 江川玲子生徒指導課長	学校が主体で調査した、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項のいじめ重大事態に関する調査結果報告書について報告するものです。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。 ご質問・ご意見なしと認めます。

閉 会 宣 言	午前 10 時 39 分
関百合子教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 これをもって、令和 6 年第 13 回教育委員会を閉会します。